

「電気事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見公募の結果について

令和6年2月27日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

経済産業省では、令和5年12月27日付けで、電気事業法施行規則の一部を改正する省令案について意見公募を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見公募に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和5年12月27日(水)～令和6年1月25日(木)
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数 : 10件※

3. お問合せ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課
電話番号 : 03-3501-1742

4. 備考

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見及び提出意見に対する考え方

1	工事計画の届出段階において、土地の開発に必要な許認可の取得状況を確認とあるが、取得できていないと工事計画届を提出・受理いただけないのか？それとも、各種許認可の状況説明（協議中や取得見込み時期提示）で良いのか？	本改正により、太陽電池発電所・発電設備又は風力発電所・発電設備の設置者は、電気事業法第四十七条又は第四十八条の工事計画の認可又は届出において、当該工事に伴う行為に必要な「許可を受けたことを示す書類」を添付することが義務付けられます。 この「許可を受けたことを示す書類」とは、当該許可に係る許可証の写しなどの「許可を受けたこと」までを証明する文書であって、工事計画の届出の時点までに必ず許可を取得していただく必要があります。 よって、御提案の取得状況の説明では届出要件を満たしません。
2	森林法第十条の二第一項の許可（林地開発許可）を得るに当たって、防災施設として緑化や森林造成を条件として付される場合がある。植生の根付き・定着には半年から1年を要する場合があり、このような長期間、風力発電機を運転させずに置いておくとグリスの固着など機械的な問題が生じる。このようなケースでは、経過観察を行い必要に応じて再施工を行うことを条件に、施工完了時点で完了確認を出すなど、実態に即した対応を行うよう関係行政機関に求めていただきたい。	本改正により、太陽電池発電所・発電設備又は風力発電所・発電設備の設置者は、電気事業法第五十一条の二第三項の使用前自己確認の結果の届出において、その設置又は変更の工事に伴う「行為が許可を受けたところに従って行われたことを示す書類」を添付することが義務付けられます。 この「行為が許可を受けたところに従って行われたことを示す書類」とは、各都道府県等が作成する完了通知や、各都道府県等の受理印が押された完了届出の写しなどを想定しております。 御意見は、この各都道府県等が作成する完了通知や受理印の押印を、どの開発段階で各都道府県等が行うかについてのものと存じます。 この点、各都道府県等がこれらの書類を発出又は受理するに当たっては、完了確認等により防災施設が適切に設置されているか等を確認することが一般的ですが、許可に付された全て又は一部の条件の成就を求めるかなど、書類の発出等に関する具体的な要件については、各都道府県等における運用やそれぞれの林地における開発状況等によることから、当該許可を行う各都道府県等へ御確認ください。

3	工事計画提出までに森林法に基づく防災施設の設置確認を行うことについて、例えば複数の風車を建てる陸上風力事業では、全ての風車ヤードの防災施設を完成させてから風車の設置を行うのではなく、通常は防災施設が完成した風車ヤードから順次風車の設置を行い、風車ヤードの造成・防災施設の設置と並行しながら風車の設置を行うことが一般的である。また、変電所も防災設備が必要な場合では、系統受電に合わせ工事を行うため、風車ヤード工事開始よりも遅い開始となる。よって、施工箇所毎に防災設備の設置確認を行い、設置確認完了した施工箇所での電気設備工事が順次着工可能であるか確認させていただきたい。仮にすべての施工箇所の防災設備について設置確認ができるまで電気設備の設置工事に着工することができないとなると、全体工程の年単位の延長となり、最終的に発電コストと国民負担の増大につながる。	本改正は、太陽電池発電所・発電設備及び風力発電設備の設置又は変更の工事に当たり、適法な開発行為の実施の確保を徹底する観点から、当該工事の実施前において、開発行為に係る所定の許可の全ての取得を求めるものです。 さらに、電気工作物の使用の開始の前に当該許可に従って全ての開発行為が適切に行われたのかを確認することを目的として、電気事業法第五十一条の二第三項の使用前自己確認の結果の届出において、その設置又は変更の工事に伴う「行為が許可を受けたところから従って行われたことを示す書類」を添付することを求めることとなります。 このため、複数の風車の設置工事について、それらを一の工事計画として一体的に電気事業法第四十八条第一項の規定による工事の計画の届出を行う場合には、当該工事に関する所定の許可のうち、その一部分では足りず、その全ての許可を取得し、かつ当該許可を取得したことを示す書類を工事計画届出に添付いただく必要があります。 また、この場合には、それら複数の風車の設置工事について、許可を受けたところから従って全ての開発行為が完了した後に、電気工作物の使用を開始することができるようになります。 御質問は、電気工作物の設置工事の着工時期と許可に係る開発行為の完了時期との関係と承りましたが、上記のとおり本制度は、設置工事の着工は開発行為に係る所定の許可の取得をもって認めることとしており、設置工事の着工段階で開発行為の完了までを求めることはしておらず、御懸念の点は当たらないものと思料いたします。 なお、当該開発行為の完了は、上記のとおり電気工作物の使用の開始までに行っていただくことを求めることとしております。
---	--	---

4	使用前自主検査までに森林法の林地開発許可を完了することについて、使用前自主検査の要件を「植生の定着事実の確認」ではなく、「植生吹付や植樹等の緑化作業の実施を証するものの提出」としていただきたい。理由としては、1. 植生の定着に要する時間は当該植物の生物学的性質や気候条件等の環境に大きく依存すること、2. 完工後、造成森林の植生が未定着であることを理由に使用前自主検査を延期することは事故発生リスクの低減には寄与しないことが挙げられる。事業者が責任をもって植生回復を行うインセンティブを与える代替案として、「使用前自主検査時点までに植生の定着事実が確認されない場合は、是正指示を与える、さらに一定期間後までに是正されない場合は運転停止指示を与える」こととしてはどうか。	電気事業法第五十一条第二項の使用前自主検査は、検査の対象となる事業用電気工作物の工事が電気事業法第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画に従って行われたものであること等を確認するものであるため、使用前自主検査においては、工事計画の届出に添付された「許可を受けたことを証する書類」に係る当該許可を受けたところから従って工事が行われたか（すなわち、使用の開始時点において2で掲げた「行為が許可を受けたところから従って行われたことを示す書類」を取得したか）を確認していただくこととなります。 この際、御要望の使用前自主検査の段階で「植生の定着事実の確認」までを求めない旨については、2で御回答しましたとおり、各都道府県等がこの書類を発出又は受理するに当たっては、完了確認等により防災施設が適切に設置されているか等を確認することが一般的ですが、許可に付された全て又は一部の条件の成就を求めるかなど、書類の発出等に関する具体的な要件については、各都道府県等における運用やそれぞれの林地における開発状況等によることから、当該許可を行う各都道府県等へ御確認ください。 また、御意見の是正指示及び運転停止指示については、上述のとおり開発許可の完了に係る各都道府県等における運用やそれぞれの林地における開発状況等によることから、当省から一律に制度の運用を定めることは行わないこととします。
5	発電所から受電箇所まで、送電線路の工事が必要となるが、発電所工事と送電線工事は、施工箇所が異なる。全体工程上、どこを優先に施工を行うか各発電所での施工計画によって変わるものだが、後発工事の許認可によって、先行工事が着手できない懸念がある。各施工箇所における許認可が得られたことが確認される場合は、施工箇所ごとに電気工作物の工事開始を認めていただきたい。	本改正は、太陽電池発電設備及び風力発電設備の設置又は変更の工事に当たり、適法な開発行為の実施の確保を徹底する観点から、当該工事の実施前において、開発行為に係る許可の全ての取得を求めるものです。 このため、発電所の設置の工事及び送電線の設置の工事について、これらを一の工事計画として電気事業法第四十八条第一項の規定による工事の計画の届出を行う場合には、工事が電気事業法施行規則別表第三第一（四）又は（五）に掲げる許可を要する行為を伴う場合にあつては、電気事業法第四十

		八条第一項の規定による工事の計画の届出の際には、当該全ての許可を受けたことを示す書類の添付を求めることとなります。 よって、各施行箇所における許認可を得たことによって当該箇所ごとに工事を開始することは認められません。
6	電力安全小委（2023年2月28日）の資料1の7ページの図では、電気工作物の工事開始と工事計画届が同時のような記載となっているが、正確には、工事開始30日前までの届出かと思料する。各法の条件が満たされない限り工事計画届の受理を認めないとなれば、土木開発工事が法的許可を得られてから少なくとも30日は電気工作物の工事開始に至れないこととなり、工程の長期化が想定される。 各法条件充足前に工事計画届を受理を可能としていただきたい。	本改正は、太陽電池発電設備及び風力発電設備の設置又は変更の工事に当たり、適法な開発行為の実施の確保を徹底する観点から、当該工事の実施前において、開発行為に係る許可の全ての取得を求めるものです。 「許可を受けたことを示す書類」が添付されていなければ、届出要件を満たしておりませんので、届出完了とはなりません。

7	盛土等規制法は 2023 年 5 月に施行されているが、許可権者の県から規制地域や許可要件などが未だ示されていない。したがって本電気事業法施行規則の一部改正が 2024 年 4 月から施行されると、この許可取得が出来ないことで工事計画届を出すことが出来ず、工事への移行が止まってしまう懸念があり、現行制度の事業認定後 8 年以内の運転開始期限を守れなくなる可能性がある。また融資契約の締結も達成出来なくなる可能性がある。以上のことから電気事業法第 48 条第 1 項の届出の際に求められることになる盛土等規制法の認可または完了検査に関して除外頂くか一定の経過措置を盛り込んで頂きたい。	太陽電池発電設備の施設を巡っては、近年の災害の発生も背景に災害への懸念の声が高まっており、盛土等の造成を実施する太陽電池発電設備に関しては、実態として土砂流出等の問題が生じているケースも散見されております。 このため、太陽電池発電設備及び風力発電設備の設置又は変更の工事に当たり、保安の確保を徹底する観点から、当該工事の実施前において、盛土規制法に係る許可の取得を求めることとしております。 盛土規制法に基づく規制は、都道府県（指定都市、中核市を含む。）が規制区域を指定することで効力を生ずることとなりますので、規制区域の指定後に着手する盛土等について同法の許可の取得が必要となります。都道府県は規制区域の指定までに許可要件等を整備する必要があり、国からは要件整備のためのマニュアル等を同法の施行とともに公表するなど迅速な整備を働きかけているところです。個別の事案については、当該各都道府県に御確認下さい。
---	---	--

8	「関係法令における必要な許認可の・・・許可に係る行為が完了したことを示す書類の添付を求める」に関し、厳格に運用されると、発電所の運転開始時期が半年以上遅延する懸念があり、風力発電の早期導入拡大に逆行するとともに、その間の風車機器の劣化・コスト増にも繋がることから、削除又は柔軟な運用（工事完了後の追加報告等の実施でカバーする等）を考慮頂きたい なお、運転開始時期の遅延が発生する理由について、林地開発の完了確認を例に下記する。 ・林地開発の完了確認時には、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって完了とすることが通例 ・他方、緑化などを含めた道路の最終仕上げについては、風車の輸送・組み立て工事完了後に実施するのが標準的な工程。 ・また、冬期に降雪する地域では、当該残工事の対応が雪解け後の実施となることも多い ・更に、開発地の植生による緑化については、定着状況次第では大幅に遅れる懸念も残る ・上記につき、現在は電気工作物の使用前自主検査が完了すれば運転開始しているところ、改正案が適用されると、道路仕上げなどの残工事が終わり、植生定着が確認されるタイミングまで運転開始時期が後ろ倒しとなってしまう。	「当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類」としては、各都道府県等が作成する完了通知や、各都道府県等の受理印が押された完了届出の写しなどを想定しております。 2の御回答のとおり、各都道府県等がこれらの書類を発出又は受理するに当たっては、完了確認等により防災施設が適切に設置されているか等を確認することが一般的ですが、許可に付された全て又は一部の条件の成就を求めるかなど、書類の発出等に関する具体的な要件については、各都道府県等における運用やそれぞれの林地における開発状況等によることから、当該許可を行う各都道府県等へ御確認ください。
---	---	---

9	省令案では、工事計画届出時に「当該許可を受けたことを証する書類」、使用前自主検査の時点で「当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類」の提出が求められておりますが、取得する許認可毎に提出すべき具体的な書類名を合わせて記載頂きたく。	「当該許可を受けたことを証する書類」としては、電気事業法施行規則別表第三第一（四）及び（五）に掲げる許可について、各都道府県等が発行する許可証の写しを想定しております。 「当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類」としては、各都道府県等が作成する完了通知や、各都道府県等の受理印が押された完了届出の写し、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可については同法における検査済証の写しなどを想定しております。
---	--	--